

## 岐阜県における「担い手経営革新モデルの実践事業」の運用について

平成20年5月9日付け岐協議会第91号  
一部改正 平成20年5月27日付け岐協議会第142号  
一部改正 平成21年5月11日付け岐協議会第131号  
岐阜県担い手育成総合支援協議会長通知

担い手経営革新モデル実践事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7679号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、当県においては、生産現場で本事業がより円滑に実施できるよう、当運用を定めることとする。

### 第1 助成対象経営体の指定

岐阜県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）は、以下に定めるところにより、県内の水田経営所得安定対策に加入した経営体の中から本事業の対象経営体を毎年度指定する。

#### 1 参加申請

前年度において本事業を実施したモデル経営体であって、当該年度本事業への参加を希望する経営体は、モデル運用様式第1号「モデル応募シート」を作成し、6月19日までに居住の地域協議会に提出する。

なお、既に提出したモデル経営体実践計画書の内容に変更がある場合は、実施要領様式第5号「モデル経営体実践計画書」を朱書き修正のうえ「モデル応募シート」に添付する。

#### 2 参加申請書等の点検

1で提出を受けた地域協議会は、提出書類の内容をチェック・点検し、申請者毎にモデル運用様式第2号「モデル点検シート」を作成し、提出書類に添えて6月30日までに県協議会へ提出する。

#### 3 経営革新モデル経営体の指定

2で提出を受けた県協議会は、提出書類の内容を確認し、実施要領第3の1の（1）を踏まえ、審査会において経営革新モデル経営体（以下「モデル経営体」という。）を指定する。

県協議会は、7月31日までに地域協議会を通じて、参加申請のあった経営体に対し、モデル指定の結果を通知する。

### 第2 経営面積等報告書等の作成・提出

#### 1 経営面積報告書の作成

モデル経営体は、モデル運用様式第3号「経営面積報告書」を作成し、11月10日までに居住の地域協議会へ提出する。

#### 2 経営面積報告書の点検

1で提出を受けた地域協議会は、報告書及び添付書類の内容をチェック・点検し、11月20日までに県協議会へ提出する。

### 第3 モデル経営体の責務

- （1）事業実施主体が定めた担い手経営革新計画書の第2の4に示された各項目に係る技術のうち、自らが選択した革新的技術を実践する。
- （2）作業台帳を整理するなどして労働時間、生産費等の経営に関するデータを記録し、収益等を含め経営状況等を公表できるようにする。

- (3) 現地検討会や成果発表会等を開催し、新技術や経営のポイント等について、地域へ普及する活動を実施する。
- (4) 毎年度、モデル経営体として活動実績を報告する。
- (5) 実践計画の最終年度において、取組成果を県協議会に報告するとともに、その公表に努める。
- (6) その他、地域協議会並びに県協議会の指示に従う。

#### 第4 助成金の交付

##### 1 事業実績報告書兼支払請求書

###### (1) 実績報告書の提出

モデル経営体は、本事業の実績を実施要領様式第6号「モデル経営体実績報告書（兼支払請求書）」、モデル運用様式第4号「モデル活動報告書」、及びモデル運用様式第5号「担い手経営革新促進事業（担い手経営革新モデルの実践事業）の取組成果報告書」を作成し、取り組んだ革新的技術の実践全てが確認できる書類（農作業日誌や写真など）を添え、モデル運用様式第6号「担い手経営革新モデルの実践事業実績報告書兼支払い請求について」により2月5日までに居住の地域協議会に提出する。

###### (2) 実績報告書の点検

(1)で提出を受けた地域協議会は、内容をチェック・点検し、2月15日までに県協議会へ提出する。

##### 2 助成金額の決定及び交付

県協議会は、1の(2)で提出された実績報告書等の内容について確認・審査し、助成対象の要件を満たしていることを認めた場合は、助成金額を決定し、モデル経営体に通知するとともに助成金を交付する。

なお、審査にあたり実績報告書等の記載内容に疑義がある場合には、モデル経営体または当該地域協議会へ照会することとする。

#### 第5 地域協議会が行うモデル経営体への支援

各地域協議会は、各地域農業改良普及センターを中心に、モデル経営体に対し、事業計画書並びに事業実績報告書等の作成について指導するとともに、革新的技術の実践及び生産物の品質向上のための技術支援、経営改善支援を行う。

また、モデル経営体が技術実証により得られた内容等を地域へ普及する活動について支援するとともに、データの取りまとめ等について適切な助言を行う。

#### 第6 申請書の内容の変更

モデル経営体は、事業実施途中に相続や代表者の変更等があった場合には、モデル運用様式第7号「事業対象経営体の一部変更に関する申出書」を作成し、すみやかに地域協議会を經由して県協議会へ届け出ることとする。

#### 第7 公表

県協議会は、モデル経営体の技術実証の一層の普及を図る観点から、本事業を実施するモデル経営体の名称、実証技術項目及び第4の1で提出のあった「取組成果報告書」をHP等で公表する。

#### 第8 その他

この運用に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県協議会会長が別に通知するものとする。